

## 病児保育室（スマイルルーム）利用規約兼利用同意書

- 第1条 名称及び所在地  
名称を「スマイルルーム」（以下、本保育室）とし、本保育室を富山県高岡市鷺北新 171 番地に置く。
- 第2条 設置者  
設置者を、社会福祉法人あかね会（以下、設置者）理事長 栗林 実世治（住所：高岡市角 561 番地）とする。
- 第3条 運営者  
運営者を、特定非営利活動法人笑顔スポーツ学園（以下、運営者）理事長 小川 耕平（住所：富山市坂本 1946 番地 1）とする。
- 第4条 管理者  
管理者を、園長 小川 耕平（住所：前条と同じ）とする。
- 第5条 目的  
病気やけがのため集団保育の困難な児童・生徒を一時的に預かる業務を行うことにより、地域の子育て支援を目的とする。
- 第6条 看護保育の方針  
小児科医、看護師、保育士がチームとなり、病気の児童の看護、保育にあたり、身体、精神両面のケアを施し、リラックスできて楽しく安全に過ごせるよう配慮する。
- 第7条 病児保育の対象
1. 利用対象は、生後 6 か月から概ね小学 3 年生までの児童で、病気やけがであることから、保育園等での集団生活が困難、かつその保護者が就業等やむを得ない理由で、家庭で育児が困難な場合とする。
  2. 感染力、重症度等の観点から、麻疹、風疹、インフルエンザ、水痘、流行性耳下腺炎、結核、咽頭結膜炎、流行性角結膜炎、伝染性疾患、その他感染力の強いものは対象から外す。また、満 1 歳に達した児は麻疹風疹:混合ワクチンを接種していることを利用の条件とする。
  3. 定員は 3 名とする。但し、やむを得ない事由により定員を下回って、または一時的に超えて受け入れる場合がある。
- 第8条 利用方法
1. 利用できる日及び時間は次のとおりとする。  
利用できる日：月曜日から金曜日  
(祝祭日・年末年始・施設休園日・施設が指定した休業日を除く)  
利用できる時間：午前 8 時 30 時から午後 5 時 30 まで  
・予約は次のとおりとする。  
前日までに病児保育室に電話し、空き状況の確認と予約を行う。当日であっても定員に空きがあるなど受け入れが可能な場合もある。  
キャンセルは、利用当日午前 8 時までに必ず連絡をする。
  2. 登録時提出書類、利用時提出書類は次のとおりとする。  
【登録時提出書類】「利用規約兼利用同意書」、「あさひキッズスマイルルーム利用登録書」、「児童表」、「健康報告書」、を対象児保護者が記入し、利用日までに本保育室へ提出する。  
【利用時提出書類：初日】「利用申請書」、「家庭連絡票」、「与薬依頼書」（投薬が必要な場合のみ）は対象児保護者が記入し、「診療情報提供書」は主治医に記入してもらい、予約時もしくは利用日初日に本保育室へ提出する。  
【利用時提出書類：初日以外】「家庭連絡票」、「与薬依頼書」（投薬が必要な場合のみ）は対象

児保護者が記入して本保育室へ提出する。

3. 病状の変化した時の対応について

本保育室が、弊社もしくは主治医の診療を必要と判断した場合は、保護者は連絡を受けたあとすみやかに対応すること。ただし、けいれんなど、病状を緊急と判断した場合は、保護者への連絡前に医療行為を含めた応急対応をする場合がある。

4. インフルエンザが疑われる場合など、部屋決めや感染対策として、必要に応じ本保育室の判断で迅速診断検査を行うことがある。

第9条 利用料金及び持物等

1. お子さん1人につき、1回当たり2,000円（税別）

※あさひキッズ在園児は1回あたり1,000円（税別）

※生活保護世帯、市民税非課税世帯については無料。（免除措置を受ける場合は要相談）

2. アレルギー等の関係上、食事・おやつは各自で用意すること。

3. オムツなどの必要な身の回りの物は各自で用意すること。用意したものに不足が生じ、やむを得ず本保育室が調達したのものについては別途費用を支払う。

4. 高岡市の子育て応援券利用可。

第10条 利用料金支払方法

利用料金は入室時に支払い、別途生じた費用はお迎え時に精算する。

第11条 補償制度

本保育室を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、本保育室の責に帰すことが出来ない事由による事故等の場合はこの限りでない。

第12条 利用制限

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中にかかわらず利用を制限し、また受け入れをお断りする場合がある。

①児童の病状により、保育が不適切と医師が判断したとき。

②新型インフルエンザ等感染症の発生、流行など、感染の危険性が高いとき。

③気象警報等が発令されたとき。

④弊社の診察または本保育室の保育方法に同意しないとき。

⑤本利用規約に従わないとき。

第13条 保護者の義務

児童の保護者は、本保育室に対して保育に必要な情報を提供しなければならない。また、本保育室を利用する間、「利用申請書」に記載した緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

第14条 相談窓口

利用にあたっての相談、質問、苦情等の窓口は、園長小川耕平（電話 0766-29-1055）とする。

第15条 規約の変更

本規約の変更は弊社が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

以上、規約の内容を理解、承認したうえで利用について同意します。

令和 年 月 日

保護者署名欄

印

\_\_\_\_\_年度あさひキッズスマイルルーム利用登録票

申請者住所： \_\_\_\_\_  
 申請者氏名 \_\_\_\_\_  
 (保護者) \_\_\_\_\_  
 連絡先： \_\_\_\_\_

あさひキッズスマイルルーム（病児保育事業）の利用登録を以下のとおり申請します。  
 また、上記施設を利用するにあたり、以下の項目に同意します。

- ① 実施施設において登録書及び診療情報提供書を使用すること並びに関係機関が実施施設から利用状況についての報告を受けること
- ② 利用料の決定に必要な情報を確認すること
- ③ 本登録の有効期限は、申請後初めて迎える3月31日までとなり、年度ごとに登録が必要であること
- ④ 本申請書と併せて必要な書類の提出を行うこと

※必要書類

- 1) 利用規約兼利用同意書（登録年度に1回）
- 2) 利用登録票（登録年度に1回）
- 3) 児童票（登録年度に1回）
- 4) 健康報告書（登録年度に1回）
- 5) 利用申込書（利用の度1回）
- 6) 診療情報提供書（利用の度1回：医師記入）
- 7) 与薬依頼書（利用日毎）\*投薬が必要な場合のみ
- 8) 家庭連絡票（利用日毎）
- 9) その他、実施施設が必要とする書類（適宜）

登録児童氏名	性別	生年月日	在園施設名	お子さんの呼名
ふりがな				

緊急連絡先

	連絡者氏名	連絡先	勤務先	勤務先連絡先
第1	ふりがな	家 携		
第2	ふりがな	家 携		
第3	ふりがな	家 携		

登録番号： \_\_\_\_\_